

連載企画【第1回】
「終活」のすゝめ

元気な内に将来の不安に備える “任意後見制度”の活用を考えましょう！

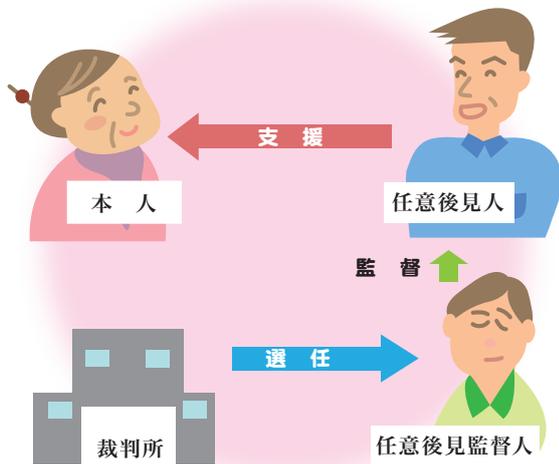
多くの市民みなさまに知って頂きたい 「任意後見制度」

「終活」を考える上で、最後まで生き生きと自立した生活を送るため、元気な内に準備しておきたいことの一つに「任意後見制度」があります。この制度は、国が法制度で定める成年後見制度の二つの制度(法定後見制度・任意後見制度)の内の一つです。

- 東三河の現状 人口高齢化率(65才以上)
豊橋市21.5% 豊川市22.44% 田原市23.07%
新城市29.23% 蒲郡市26.63% 設楽町43.30%
東栄町45.82% 豊根村45.24%
- 認知症高齢者800万人の時代(東三河4.6万人)
現在462万人(東三河2.6万人)
高齢者の40%が単身生活者

「任意後見制度」とは？

「任意後見制度」は、判断能力に問題がない段階で、自らの意思で将来判断能力が不十分になった際に、財産管理等をする後見人を決めておく制度です。後見人は、成人であれば家族でも第3者である友人でもNPO法人でも誰でも可能で、信頼できる個人や法人を選んで公証人役場で「任意後見契約」を結んでおきます。この時の支援者を任意後見受任者といいます。



その後、本人が判断能力が不十分になった際、家庭裁判所への選任請求により「任意後見監督人」が選任されます。その時に、任意後見受任者は効力が発生され「任意後見人」と呼ばれるようになります。

任意後見監督人は、任意後見人の権限の濫用を防止し、本人を保護することを目的としています。そのため、任意後見人の配偶者、直系血族(親・子など)、兄弟姉妹は、なることができません。また、自らの意思を反映させるという観点から、任意後見契約は、公証人役場で自由に解約することができます。但し、任意後見監督人が選任された後の解約は、正当な理由と家庭裁判所の許可が必要となります。

判断力はしっかりしていても身体が不自由な方には、任意後見契約と同時に「委任契約」を結ぶケースも増えています

また、判断力はしっかりしていても身体が不自由な方には、任意後見契約と同時に「委任契約」を結ぶケースも増えています。この場合契約締結の日から、定期訪問による生活状況の見守り、預貯金口座からの払い戻し通帳記帳、物品購入、契約手続き、診療、入院などの手続き、介護保険利用、住民票取得、特養など施設への入所手続など生活支援を受けることができます。

さらに、任意後見契約は、ご本人の死亡により効力を失うため、身寄りがなく死後のことが気がかりな方などは、「死後の事務委任契約」により医療費など未払い医療の精算、賃貸住居の精算、葬儀埋葬供養などの手配及び精算、家財生活用品の処分などを追加することも可能です。

トラブルのない地域に！
一人一人のしあわせづくりのために任意後見制度のご利用をお勧めします。

市民後見センターとよはし
代表 加藤政実

